

公 告

関税法第24条第1項の規定に基づき、「外国往来船等と陸地との交通場所」、「貨物の積卸場所」及び「船用品、機用品及び携帯品の積卸場所」として指定している箇所の一部を下記の通り「1 改正前」から「2 改正後」に改めるので、同法施行令第22条第1項の規定に基づき公告する。

記

1 改正前

大分港

(1) 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
J X T G エネルギー大分シーバース、同3号岸壁、同5号岸壁、同8号岸壁及び同10号岸壁	大分市大字一の洲1番地1	さん橋及び岸壁けい留船と交通する者に限る。

(2) 貨物の積卸場所（船用品、機用品及び携帯品を除く。）

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
J X T G エネルギー大分シーバース、同3号岸壁、同5号岸壁、同8号岸壁及び同10号岸壁	大分市大字一の洲1番地1	J X T G エネルギー株式会社大分製油所保税蔵置場及び同保税工場に搬出入する貨物に限る。

(3) 船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
J X T G エネルギー大分シーバース、同3号岸壁、同5号岸壁、同8号岸壁及び同10号岸壁	大分市大字一の洲1番地1	さん橋及び岸壁けい留船に積卸しする携帯品に限る。

2 改正後

大分港

(1) 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場所の名称	所在地	備考
ENEOS大分シーバース、同3号岸壁、同5号岸壁、同8号岸壁及び同10号岸壁	大分市大字一の洲1番地1	さん橋及び岸壁けい留船と交通する者に限る。

(2) 貨物の積卸場所（船用品、機用品及び携帯品を除く。）

場所の名称	所在地	備考
ENEOS大分シーバース、同3号岸壁、同5号岸壁、同8号岸壁及び同10号岸壁	大分市大字一の洲1番地1	ENEOS株式会社大分製油所保税蔵置場及び同保税工場に搬出入する貨物に限る。

(3) 船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場所の名称	所在地	備考
ENEOS大分シーバース、同3号岸壁、同5号岸壁、同8号岸壁及び同10号岸壁	大分市大字一の洲1番地1	さん橋及び岸壁けい留船に積卸しする携帯品に限る。

令和2年 6月25日

大分税関支署長 武田川 明広